

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針
(令和4年12月20日閣議決定)(抄)

1 基本的考え方

地方分権改革については、これまでの成果を基盤とし、地方の発意に根ざした新たな取組を推進することとして、平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入した(「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」(平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定))。地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマである。令和4年の取組としては、提案が出されて以降、これまで、地方分権改革有識者会議、提案募集検討専門部会等で議論を重ねてきた。今後は、「デジタル田園都市国家構想基本方針」(令和4年6月7日閣議決定)も踏まえ、以下のとおり、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進する。

5 義務付け・枠付けの見直し等

【総務省】

(6) 郵便法(昭22法165)、地方税法(昭25法226)、国税徴収法(昭34法147)及び個人情報の保護に関する法律(平15法57)

地方税に関する調査について必要があるときに行う事業者等への協力要請(地方税法20条の11。同法に基づき国税徴収法に規定する滞納処分の例によって行われる協力要請を含む。)として徴税吏員が日本郵便株式会社に郵便の転送情報の提供を求める場合の取扱いについては、当該情報の地方公共団体への提供が可能であることを、**地方公共団体に令和4年度中に通知する。**[再掲](関係府省:個人情報保護委員会)